

2 . 計画策定の基本的な考え方

2-1 西東京市人にやさしいまちづくり条例について

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の理念は、以下に示すとおりです。本計画は、条例の理念を十分に踏まえ策定します。

(基本理念)

- 第3条 人にやさしいまちづくりは、市民が安心して、安全に暮らせるまちを実現するため、市民、事業者及び市の相互の信頼の下に、協働により行われなければならない。
- 2 人にやさしいまちづくりは、土地基本法第2条に規定する土地について公共の福祉を優先させるものとする基本理念及び環境基本法第4条に規定する環境への付加の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とする基本理念を踏まえ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- 3 人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、緑の保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。
- 4 人にやさしいまちづくりは、高齢者・障害者をはじめすべての市民が暮らしやすくするため、障壁等がなく自由に行動できるまちにしていくことを基本として行われなければならない。

また、西東京市人にやさしいまちづくり条例第7条では、西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の策定を規定しており、同条第2項では推進計画に定める事項を、以下のとおり規定しています。

(推進計画の策定)

第7条(略)

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項
 - (2) 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項
 - (3) 高齢者・障害者に配慮した人にやさしいまちづくりの推進に関する事項
 - (4) 公共施設のバリアフリー化（障害者基本法^{*}第18条に規定する施設のバリアフリー化）の推進に関する事項
 - (5) 小規模店舗等のバリアフリー化の推進支援策に関する事項
 - (6) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項
 - (7) 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項
 - (8) 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項

2-2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、条例の理念を踏まえ、以下のとおりとします。

西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の基本理念

住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ

市民・事業者・行政が、あらゆる人の状況を理解し互いに協力しながら、まちづくりや支えあい・助けあいの活動に取り組むことにより、すべての市民が安心して暮らしていくける「西東京市」をめざします。

2-3 計画の基本方針

本計画の最も基本的な方向性（基本方針）は以下の3点とします。

1 だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり

人にやさしいまちづくりは、市民一人ひとりが意識をもち、他人を思いやる心を持つことなしには、実現できません。「まちづくりは人づくり」との観点に立ち、市民のやさしい心を育む取り組みを推進します。

2 「もの」と「心」のバリアをなくすまちづくり

道路や施設などにおける物理的なバリア（障壁）の解消のほか、人々の生活の中に潜在している差別や偏見など（心のバリア）の解消に努めます。

3 安らぎが感じられるまちづくり

「人にやさしいまちづくり」の推進にあたっては、市民・事業者・行政の協働により、人々が安らぎを感じることのできる環境づくりも視野に入れた取り組みを開いていきます。

2－4 計画の視点

本計画は、以下の視点に基づき策定します。

市が率先して取り組むとともに、市民や事業者の取り組みも活性化する

本計画の策定主体者は市であり、本計画に掲げる施策や取り組みは市が主体となって実施するものです。しかし、施策の中には市民や事業者の協力が欠かせないものもあります。そこで、市民や事業者の取り組みも併せて促進していきます。

地域福祉活動との連携を図る

人にやさしいまちづくりには、市民による支えあい・助けあいの実践が不可欠ですが、市民による支えあい・助けあいの推進は、地域福祉計画^{*}の理念と共通するものです。西東京市では、平成20年度に、社会福祉法第107条に基づく「西東京市地域福祉計画^{*}」を改定しており、平成21年度を初年度とする第2期地域福祉計画に基づく活動との連携を図ります。

計画の実効性を高める

人にやさしいまちづくりの推進に関する施策・事業については、さまざまなものがありますが、具体的な実施方策を検討し、計画の実効性を高めます。

計画の進行管理と、評価・改善のしくみを整える

計画に掲げた施策や事業が着実に実施されるよう、庁内における計画の推進体制とともに、進行管理や実施効果の検証などを行う体制を整備し、必要に応じて取り組みを評価・改善していくこととします。

2-5 基本目標と施策の体系

基本理念と基本方針をもとに、本計画では3つの基本目標を設定し、これに沿って施策の体系を展開します。

1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

ユニバーサルデザイン^{*}の理念や高齢者・障害者等に対する市民の理解を深めるため、普及啓発や教育、情報提供等を推進します。

また、地域におけるコミュニティ形成とさまざまな支えあいの活動を促進し、市民による人にやさしいまちづくりを推進していきます。

2 すべての人にやさしい公共空間づくり

公共建築物、道路等におけるバリアフリー化と積極的な緑化により、だれもが快適に利用できる公共空間整備を推進します。また、公共交通施設のバリアフリー化を促進していくよう交通事業者に協力を要請していきます。

市民の憩いの場となる公園、緑地などの確保に努めるとともに、既存の公園・緑地についても快適性を高めるために適切な管理を行います。

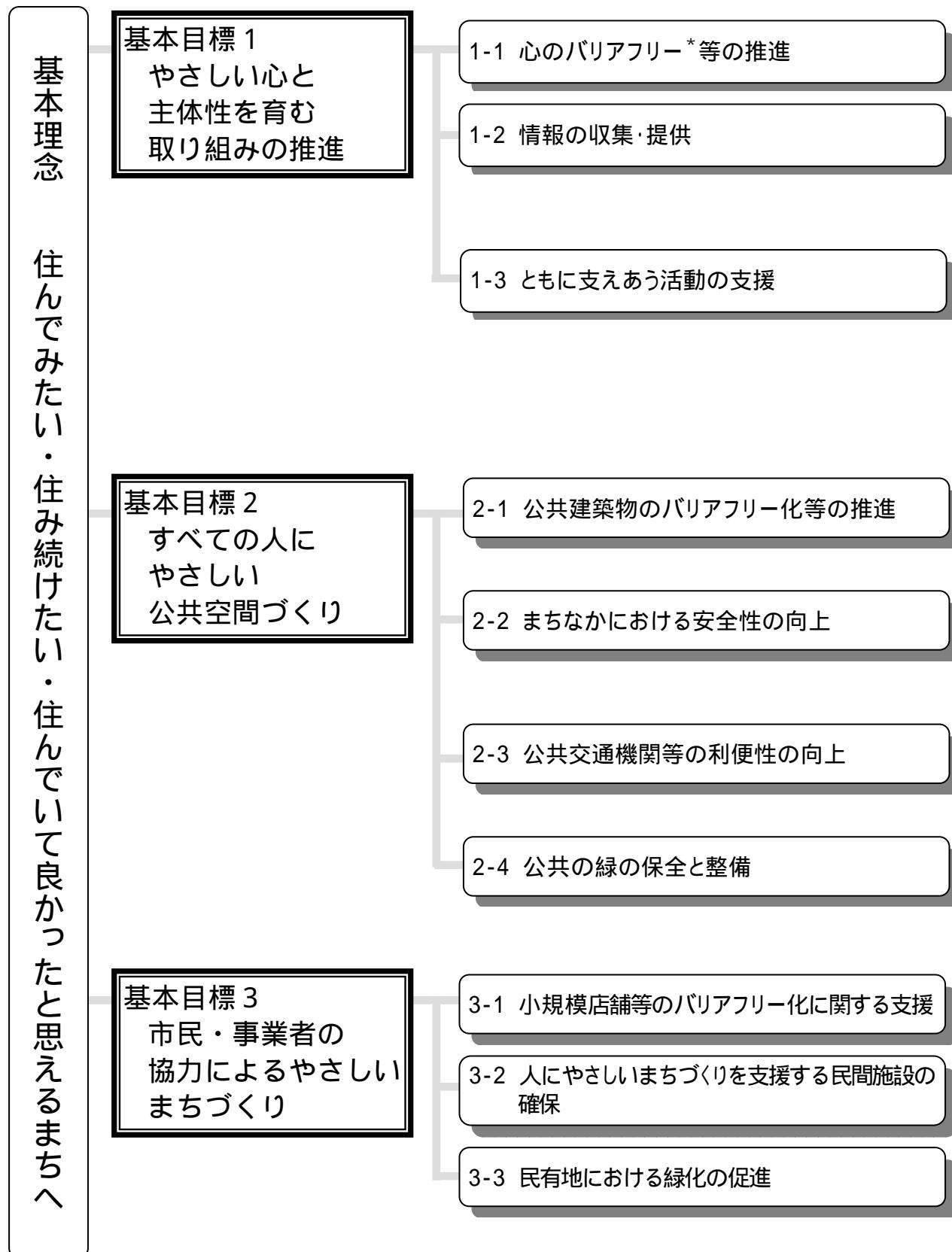
3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

高齢者・障害者等にとって日常生活に不可欠な小規模店舗等について、入口の段差解消をはじめとするバリアフリー化を推進します。また、外出中の高齢者・障害者、子ども、妊婦、乳幼児連れの人などが気軽にベンチや休憩スペース、トイレ等を利用できるよう、民間施設への協力を要請していきます。

さらに、宅地や事業所敷地など民有地における緑化を促進するとともに、農地・樹林地についても積極的な活用を図ります。

人にやさしいまちづくり推進計画 施策の体系図

< 施策の柱 >



< 具体の施策 >

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1) 条例の周知と基本理念の普及・啓発 | 3) 学校や地域での環境学習の推進 |
| 2) 市民に対するバリアフリー教育の推進 | 4) 世代間交流や障害者との交流の推進 |

- | |
|--------------------------------|
| 1) 市ホームページによるバリアフリー情報の提供 |
| 2) 市民との協働によるバリアフリーマップの更新・充実 |
| 3) 事業者との連携による施設情報、サービス情報の収集・提供 |
| 4) 支えあいの活動に関する情報の収集・提供 |

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1) 地域コミュニティの形成促進 | 6) 防災・防犯市民組織活動への支援 |
| 2) 地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備 | 7) 災害時に備えた要援護者への支援体制づくり |
| 3) みんなで支えあう地域づくりの支援 | 8) 子どもの緊急避難場所の確保 |
| 4) 高齢者のささえあいネットワーク事業の推進 | (子ども110番ピー・ポ君の家) |
| 5) 障害者の生活支援のネットワーク [*] の形成 | 9) ボランティア [*] 、N P O [*] 、市民活動の支援 |

- | |
|--|
| 1) 市役所庁舎におけるユニバーサルデザイン [*] の推進 |
| 2) だれもが利用しやすい公共施設(図書館・公民館、文化・スポーツ施設等)の整備 |

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| 1) 快適な道路空間の創出 | 5) 交通事故や犯罪のない道路環境づくり |
| 2) 都市計画道路 [*] の整備推進 | 6) 駅周辺における快適なまちづくりの推進 |
| 3) 自転車駐車場の整備及び利用促進 | 7) 交通安全活動の推進 |
| 4) 安全・安心な生活道路の整備 | 8) 通学路・通園路の安全確保の充実 |

- | |
|--|
| 1) 鉄道駅のバリアフリー化事業の促進 |
| 2) 駅前広場等におけるバリアフリー化の促進 |
| 3) 路線バス・コミュニティバス [*] (はなバス)の利便性向上 |
| 4) 高齢者・障害者等への移送サービスの充実 |

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1) 既存の公園・緑地の適切な維持管理 | 3) 水辺空間の整備促進 |
| 2) 公園・緑地の確保 | 4) 公共施設における緑化の推進 |

- | |
|--------------------------------------|
| 1) だれもが利用しやすい施設の整備促進 |
| 2) 補助制度の活用によるバリアフリー [*] の誘導 |

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1) 民間施設による外出者への支援 | 3) 民間施設に対する優遇措置の検討 |
| 2) まちなかにおける休憩スペースの確保 | |

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1) 開発指導による緑の保全・創出 | 3) 農を通した市民との交流の促進 |
| 2) 市民・事業者による緑化の推進 | 4) グリーンバンク制度の利用促進 |